

消費税インボイス準備

Q：本年10月から消費税インボイス制度がスタートしますが、どのような対応が必要ですか。

A：事前準備状況の再確認を

本年10月から消費税の複数税率に対応した新しい請求書の方式（インボイス制度）がスタートします。

1. 売手（登録事業者）側としての確認

(1) 事業者登録の確認

適格請求書（インボイス）の発行には、適格請求書発行事業者の登録が必要です。自社の登録状況は、国税庁の適格請求書発行事業者公表サイト等で確認できます。事業者登録を制度開始に間に合わせるには、制度開始の前日（9月30日）までの登録申請が必要です。

(2) 請求書等（インボイス）の様式を確認

インボイスの記載事項	①適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号	④税率毎の対価合計額（税抜又は税込）及び適用税率
	②取引年月日	⑤税率毎の消費税額等
	③取引内容（軽減税率の対象品目はその旨）	⑥交付を受ける事業者の氏名又は名称

小売業、飲食店業等の不特定多数の者に対する事業では、インボイスに代えて、簡易インボイスの交付も可能です。

	インボイス	簡易インボイス
記載事項	税率毎の対価合計額（税抜又は税込）及び適用税率	税率毎の対価合計額（税抜又は税込）
	税率毎の消費税額等	税率毎の消費税額等 又は適用税率
	交付を受ける事業者の氏名又は名称	（記載不要）
	上記以外は共通	

2. 買手側としての確認

インボイス制度スタート後は、インボイス発行事業者から受領する適格請求書（インボイス）等の保存が消費税申告の仕入税額控除の要件となります。

(1) 社内ルールの確認と周知

適格請求書（インボイス）の受領・保存等については、全ての従業員が理解しておく必要があります。

(2) 取引先が登録事業者かどうか確認

取引先を登録事業者と免税事業者等に分類することが必要です。取引先の登録状況は、事業者公表サイトで確認できます。特に、小規模事業者との取引については、取引先の登録状況・登録予定等の確認が必要です。

(3) 会計システムの更新と入力方法の確認

インボイス制度スタート後は、消費税の課税取引を税率別に入力することに加え、登録事業者以外からの仕入等を分けて入力する必要があります。

詳細は、国税庁HP等をご覧ください。

令和5年9月
税理士法人石井会計